

## 行方市の前払金制度の取扱い改正について

行方市は、公共工事の適正かつ円滑な履行を図るため、中小企業の資金確保に対する支援として、平成 26 年 4 月 1 日から、下記のとおり前払金の支払割合を見直し、中間前金払ができることになりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 前払金の支払割合

【現行】 請負金額の 5 千万円以内の部分 5 割以内

請負金額の 5 千万円を越える部分 4 割以内



【改正】 請負金額が 1 億円以内の場合 一律 5 割以内

請負金額が 1 億円を越えた場合 一律 4 割以内

#### 2 中間前払金の支払割合

2 割以内

※なお、前払金は 10 万円未満切り捨て。